

労災保険による補装具の支給

労働者災害補償保険では社会復帰促進等事業として義肢等の補装具の支給が行われています。補装具の支給または修理を受ける際の手続きは次の通りです。

※「労働災害補償制度による給付」が「障害者自立支援法による給付」に優先して適用されます。

1. 「申請書」に必要事項を記入し事業場の所轄の都道府県労働局に提出する。
2. 審査（調査）の後、労働局から本人へ承認書が出される。
3. 申請者は、承認書をもって義肢装具製作所に製作または修理を注文する。（採型指導が必要な場合は、採型指導医に承認書を提示して採型指導を受ける。）
4. 義肢装具の製作をおこなう。（採型・適合チェック・仕上げ等。）
5. 支払いを行ない、義肢装具を受け取る。（支払いの方法は2通りがあります）。
 - A. 申請者が費用負担をしない場合
 1. 受領委任の手続きをし、費用請求書を義肢装具製作所に渡す。
 2. 義肢装具製作所が労働局に費用請求し、労働局が義肢装具製作所に費用を支払う。
 - B. 申請者が一旦費用を負担する場合
 1. 製作者に製作費用を支払う。
 2. 申請者が労働局に費用請求し、労働局が申請者に費用を支払う。

